

仏の国家生物多様性戦略2023

(2023年11月27日)

※機械翻訳等を用いた仮訳

● 1 行動の緊急性：観察から行動への移行

フランスは、非常に多様な景観を有し、非常に豊かな自然遺産の恩恵を受けている。地球上で知られている種の10%がフランスの領土に存在（20万種以上が記録されている）し、主に海外領土では、毎年600種以上の新種が発見されている。したがって、フランスは、IUCNのレッドリストに掲載されている絶滅危惧種が、6番目に多い国となっている。フランスでは、2700種以上が絶滅の危機に瀕しており、その4分の1が固有種である。遺伝子多様性、種の保存、生態系の観点から、フランスの生物多様性を保存し、回復することは、生物多様性の保護に関する国際目標の達成に大きく貢献する。

生物多様性の減少に対する人間の責任は、①都市化と森林伐採による土地及び海の利用、②天然資源の過剰開発、③急速な気候変動、④農薬、光害（夜間照明）、騒音（航空交通及び海上交通）、熱（原子力発電所からの温排水放出）等の汚染、⑤外来種による侵略が挙げられる。

生物多様性の損失との戦いは地球温暖化との戦いと切り離せないものであり、例えば気候は、生態系の炭素吸収能力の低下によって影響を受ける。気候と生物多様性は裏表の関係にあり、2つの政策は調和の取れた方法であることが不可欠である。2 国家生物多様性戦略2023

国家生物多様性戦略2023は、全ての関係者が参加し、4つのフェーズを経て策定された。

そのフェーズは、①以前の戦略の評価（2019-2020）、②地域と市民の協議（2020-2021）、③利害関係者及び専門家の共同構築（2021-2022）、2022年末に採択された国際枠組み（昆明・モンテリオール生物多様性枠組み）に沿った戦略の最終決定、である。

2011年から2020年まで実施された以前の戦略を評価したところ、生物多様性に影響を与える圧力を大幅に削減できていなかった。この原因は、明確な目的の定義、数値化された目標、それらを達成するための行動計画が欠如しているためと考えられる。また、政治的支援や省庁間のガバナンスが弱いこと、利害関係者間の役割分担が不明確であること、監視・評価システムが存在しないこと等により、全ての利害関係者の団結は、時間の経過とともに弱まる傾向にあることがわかった。

この評価により、新戦略の内容、政治的支援、ガバナンス、行動について改善すべき分野が特定された。

国家生物多様性戦略2023は、地球規模の生物多様性枠組みの2050ビジョン実現に

向けた行程を描くため、①生物多様性に対する圧力の低減、②可能な限り劣化した生物多様性を回復、③全ての関係者の動員、④野望を達成するための手段の確保、という4つの軸を中心に構成されている。これら4つの軸から合計40の対策が生まれ、それを主要な分野の政策に統合することが可能になる。

国家生物多様性戦略2023は、生物多様性保護を目的とはしていないものの自然に影響を与える他の国家戦略、計画、法令と関連している。

● 3 国家生物多様性戦略2023の主軸

(1) 軸1 生物多様性に対する圧力の低減

ア 陸地と海を利用するための変更の制限 - 対策1及び2

陸地と海を利用するため変更を制限するため、以下の対策を実施する。

- 領土及び領海の少なくとも30%を効果的に保護
- 2030年までにサンゴ礁を完全に保護し、そのうちの半分は強力な保護下に置く
- 地中海のポシドニア（海藻の一種）草原の100%を含む、仏本土周辺の海の5%を強力な保護下に置く
- 2027年までに本土及び海外領土に400以上の新たな保護区を設立。それをより適切に管理するための追加リソースを動員
- 国は、強力な保護ゾーンと再生可能エネルギー促進ゾーンが重複しないように注意する
- 政府は、湿地国立公園の創設に最も適している場所を特定し、その場所との協議を2023年秋に開始する。その後、2024年以降の決定を目指す
- フランスは国家管轄権外区域の海洋生物多様性条約（BBNJ）を適用して、公海の海洋保護区に対して少なくとも2つのプロジェクトを実施する
- 土地の人工化との戦いについて、2030年までに人工化を半減し、2050年までに人工化ゼロを達成するという目標を立てる

イ フランス内外での種の乱獲と闘い - 対策3及び4

輸入による自国内外での種や生態系の乱獲を確実に減らすため、以下の対策を実施する。

- 観察された個体数規模と消費、レジャー、被害防止に関する問題の満足度に応じて、種の収穫量を調整する。現在フランスでは、漁業量範囲内の漁業と少数の狩猟対象種にのみこの規制が適用されている。特に、黄色リンドウ（la gentiane jaune）、山アルニカ（l'arnica des montagnes）、野生ニンニク（l'ail des ours）

などの希少な天然資源を危険にさらす可能性のある特定の摘み取り行為に適用される予定。

- 輸入に係る（生物多様性への）影響と戦うための専門部門を設立する。同部門は、絶滅危惧種の密売、森林破壊に起因する特定の製品の取引、さらには紛争に起因する鉱物の輸入と戦う企業を支援する
- 種の密売との戦いは、特にワシントン条約（CITES）の管理機関を通じて強化

ウ 気候政策を通じて気候変動が生物多様性に及ぼす影響を低減する - 対策5

国家生物多様性戦略は、気候問題に関する生態計画（LPEC（エネルギー・気候計画法）、SNBC（国家低炭素戦略）、PPE（複数年エネルギー計画）、PNACC（国家気候変動適応計画））を通じて、気候変動の影響を制限するために公平な負担を行うというフランスのコミットメントを強調している。したがって生物多様性は、以下の対策が含まれる。

- 新しいSNBCに含まれる対策
- 環境農業（l'agroécologie）の発展
- 森林吸収源（二酸化炭素）の回復
- （土地の）人工化との闘い

また、生態系の保護と回復及びその資源の持続可能な利用は、特に2050年までに炭素吸収源の増加を目指すSNBCの目標に貢献する。

エ 汚染の削減 - 対策6、7、8及び9

自然に影響を及ぼすあらゆる汚染を削減することを目指すため、以下の対策を実施する。

- 農薬の使用とそれに関連するリスクを削減する計画（Ecophyto 2030 Plan）により、農業由来の汚染を削減するため2030年までに農薬の使用を削減する
- 過剰な硝酸塩（無機肥料）による汚染との積極的な戦いも同様。2030年までに鉱物性窒素の消費量を30%削減する
- 生態系、特に海洋のプラスチック汚染を削減するために、使い捨てプラスチックと戦う循環経済のための廃棄物対策法（AGEC）によって行われる取り組みを支援。そのため、海に放出されるリスクのある古い沿岸自治体の埋め立て地を100%廃止し、2030年までにすべての沿岸自治体をゼロプラスチックアプローチに組み込む
- 光害は、より適切な都市照明の設置、電飾看板や窓の照明スケジュールのより適切な制御及び制御措置の強化を通じて、10年間で半減させる
- 人間の活動、特に船舶によって引き起こされる水中の騒音は、海洋動物に悪影響を

与えるため、特に2024年からペラゴスの海洋保護区（フランスの南東にあり、フランス、イタリア北西部及びサルデーニャ島に囲まれた海洋保護区域）での水上モーター競技が禁止される

オ 侵略外来種との戦い - 対策10

侵略的な外来種の侵入をより適切に防止し、それらが定着した場合に対抗するため、以下の対策を実施する。

- 2030年までに、既知又は潜在的な侵略的外来種の定着率を少なくとも50%減少させる。現在定着している種と戦うため、2025年までに少なくとも500回の「オペレーションパンチ」（特定の外来種を除草することなどにより、特定の種を狙い撃ちに駆除して外来種を減らす手法）が、特に海外領土で開始される

カ 環境破壊に対する戦いを強化 - 対策11

環境警察への投資（砂金の採掘、森林破壊、違法漁業等の取り締まり強化）は、自然環境への被害を防ぎ、軽減し、さらには終結させるのに有効であるため、以下の対策を実施する。

- 警察間の連携を強化し、効率を高め、取り締まり活動の結果を地元の関係者と共有するため、取り締まり戦略の見直しを開始

キ 生物多様性への影響を軽減するために優先分野をより具体的に支援する - 対策

12、13、14、15、16、17及び18

分野によっては、自然への影響や依存が特に大きい。生物多様性国家戦略は、可能な限りポジティブな生物多様性の移行を目指すことで、その影響の削減をより具体的に支援する。そのため、以下の対策を実施する。

- 農業の生態学的移行は、生態計画、SNBC、食料・栄養・気候に関する国家戦略（SNANC）だけでなく、2023～2027年の国家戦略計画（PSN）の目標を達成する。PSNは、生物多様性への貢献に関して2024年から評価される
- 環境農業（アグロエコロジー）の実践。特に2030年にはUAA（利用されている農地面積）の21%に達する有機農業、さらには強化される高環境価値認証（HVE）を奨励するため、生物多様性の保護を農業ラベルにより表示する
- 海洋種や生態系への影響が少ない漁業技術や漁法に関する研究開発及びこれらの代替案の採用に向けて業界を支援
- 欧州海事・漁業・養殖基金（(仏) FEAMPA : (英) EMFF）を利用し、持続

可能で環境への影響の少ない水産養殖、特にアクアポニー（aquaponie：水産養殖＋水耕栽培を組み合わせるような、一つのシステムで魚と植物を育てる手法）を含む総合的な多栄養水産養殖の開発を支援

- エネルギーの脱炭素化と生物多様性の保護の調和は、再生可能エネルギー生産の加速に関する2023年3月10日の法律において確実に確保される。特に、陸上（風力）発電の加速区域と洋上風力発電の優先開発区域の設定、再生可能エネルギーと生物多様性のための観測所の創設、少なくとも15%が生物多様性に充てられる地域共有の価値に係る租税の確立を行う

（2）軸2 可能な限り劣化した生物多様性を回復する

ア 生態系の継続性を回復し、都市に自然を取り戻す – 対策20及び21

（対策19は本文からは欠番。本戦略添付のファクトシートによると、「陸域及び海洋生態系の回復を加速するための欧州の規制枠組みの強化」。）

- 生物がある環境から別の環境に移動できるように、陸域と水域の生態学的連続性を回復することを目的とした「緑と青の横糸（Trames vertes et bleues）」（都市化や交通インフラ、河川のダム等により、生物が往来する必要がある緑地と水場が分断されていることから、それらを繋げるためのネットワークを整備する活動）の展開を継続する。
- 特定の生物の生活を混乱させる光害と戦うための「黒の横糸（Trames noires）」（夜間の人工光によって引き寄せられてしまう虫等を光害から保護するための取り組み）の導入を強化
- 「黒い点（points noirs）」と呼ばれる大きな障害物（道路、線路等の交通インフラにおいて、生物が往来する点を指す）対策に特に力を入れる。各地域は優先すべき「黒い点」を特定し、国は10年後の末までに、それらを解決するために必要な措置を支援する
- 政府は都市の再生と防水対策への取り組みを継続し、熱波の際に涼しい場所を作り出し、極端な気象現象、特に洪水に直面した際の都市の回復力を高める。2022年から2027年にかけて5億ユーロが動員される予定。都市内の自然には、すべての市民が自宅から15分以内に自然にアクセスできるようにする

イ 森林生態系の回復力を強化する – 対策22

2018年以来、フランスは非常に激しい暑さと干ばつに見舞われ、それが樹木を衰弱させた。既にパリの表面積の約30倍に相当する30万ヘクタール以上が死滅しており、2

050年までに種の30%が死滅する危機に晒されている。そのため、以下の対策を実施する。

- 必要不可欠な炭素吸収源である森林を回復するため、将来の気候に適応したさまざまな樹種を使用して、10年間で少なくとも10億本の木を植える。生態学的価値が並外れている古木や亜自然林を保存する

ウ 農業地帯に生垣を奨励 - 対策23

フランスは、特に農業地域において、2030年までに少なくとも5万kmの生垣を増やす。

エ 恒久的な草原の維持と回復 - 対策24

生物多様性と畜産業にとっての草原の利点と、広範で回復力のある畜産システムの中で草原を維持するために必要な手段を文書化し、それを発展させる

オ 湿地の回復 - 対策25

湿地は私たちの社会に多くの利益を提供している。湿地は生物多様性を支援し、浄化、水の調節、洪水防止に役立ち、炭素を貯蔵することで気候変動を緩和し、適応を可能にする。湿地の保存と修復は国家の優先事項である。そのため、以下の対策を実施する。

- 湿地の生態系に特化した国立公園の創設に加え、2026年までに少なくとも5万ヘクタールの湿地を復元し、その取り組みは2020年代の終わりまで継続する

カ 土壌の復元 - 対策26

陸上生態系の生物の90%は、そのライフサイクルの全て又は一部を土壌で過ごす。この生物多様性により、土壌は炭素の貯蔵、水循環の調節、バイオマスの生産などの重要な機能を提供する。それらを保存し復元することは大きな課題である。そのため、以下の対策を実施する。

- 林業において、専用の保全計画を作成する
- 農業において、農地譲渡の際に「土壌の健康」診断を行う規制を導入
- 都市において、荒地の人工化と再生との戦いに取り組む
- フランスはこの大きな問題を大陸規模で解決するため、土壌の健全性に関するEU指令の採択を支援する

キ 絶滅危惧種の主力種、特に海外領土の固有種の減少を逆転させる - 対策 27

フランスは、特に海外領土に、世界的に絶滅の危機に瀕している種が最も多く生息する10ヶ国のひとつ。レユニオン島の鳥類の3分の1以上は絶滅の危機に瀕しているか、既に絶滅している。ギアナは鳥類と魚類の13%、海洋哺乳類の16%が絶滅の危機に瀕している。マルティニークでは、爬虫類の47%、軟体動物の28%、鳥類の21%が絶滅の危機に瀕している。そのため、以下の対策を実施する。

- 現在から2030年の間に新たな絶滅危惧種を保護し、その個体数を可能な限り回復させることを目的とした20の新たな国家行動計画（NAP）を立ち上げる
- 受粉を担う昆虫と受粉に関する国家計画の実施を継続
- 特に小型鯨類、ウミガメ、海鳥に係る、漁網での偶発的捕獲との戦いを強化

(3) 軸3 全ての関係者を動員する

ア 国家及び公共のサービスの模範的な性質を確保する - 対策28及び29

国家のサービスは、生態系の緊急事態と国民の強い期待に応えて変革を加速する必要がある。国が模範を示すというこの要件は、将来において魅力的な国となる条件の1つであり、公務員の変革を支える誇りを育むのに役立つはずである。そのため、以下の対策を実施する。

- 2027年から建物を人工化する以上に非人工化することに取り組む
- 2027年までに250万人の公務員が3つの生態学的危機（気候、生物多様性、資源枯渇）に関する訓練を受け、職員は企業支援の形で環境団体に参加できるようにする
- 国立公園を模範的な方法で管理することを目的として、ラベル表示や環境団体との提携プロセスを開始。可能な場合は、自然フェスティバルに合わせて一般公開される。
- 公共政策として、公衆衛生、動物の健康、植物の健康、環境の相互関係を考慮した「One Health」アプローチを統合

イ 地方自治体の活動を支援 - 対策30

生物多様性は本質的にその土地に係る問題である。多くの地方自治体が既に解決策を提案し、行動が可能であることを示している。今後数年間の課題は、最も効果的な解決策を一般化し、生物多様性とのバランスを保ちながら人間の活動を持続可能にするための生態学的計画を強化し、その方向に向けた地域社会の取り組みを支援し、地方議員の訓練に対す

る野心的な計画を開始することである。そのため、以下の対策を実施する。

- 「回避－削減－補償」シーケンス（土地の開発において、生物多様性の損失が無いように計画し、実行すること）の効果的な適用を支援する
- 生物多様性問題をさまざまな都市計画および領土計画文書に統合
- 地方自治体生物多様性アトラス(A B C)（特定の地域に存在する種の目録）などの必要なツールを地域社会に提供
- 新世代の復興・生態転換契約（C R T E）（複数自治体間における生物多様性保護の実施計画）に、生物多様性の要素を体系的に含める

ウ 企業の生物多様性への取り組みを支援 - 対策31

全ての企業は、多寡はあるものの自然と強いつながりを持っている。バリューチェーン全体を通じて、企業は確かに世界中の生態系に影響を与えているが、同時に生物多様性への依存も抱えており、それが企業活動の持続可能性にリスクをもたらす可能性がある。そのため、以下の対策を実施する。

- 企業が透明性と報告義務（C S R D：エネルギー・気候計画法第29条に基づく）を最適に履行できるよう支援
- これらの義務の対象ではない小規模企業を支援し、生物多様性への影響や依存関係についてより深く理解できるようにする
- bpifrance（エコロジー、エネルギー転換等のイノベーション技術開発に係るスタートアップ企業に投資をする公共投資銀行）、Ademe（仏環境・エネルギー管理庁）、フランス生物多様性局（OFB）などが開発したツールは、科学的根拠に基づいた堅牢な指標に基づいており、企業の規模や分野に応じて生物多様性への依存、圧力、影響に関する計算や行動を容易にする。その活用により、生物多様性の保全に有利な解決策の展開を支援
- O F Bは特に、2030年までに少なくとも5000社の企業を目標とした、「自然に取り組む企業」プログラムを継続する

エ 国民を生涯を通じて動員 - 対策32、33、34及び35

国家生物多様性戦略は、直接的な行動だけでなく、消費パターンの変化などの間接的な行動を通じて、自然の保護と回復に賛同する国民を動員するために、生涯を通じて国民を教育し、情報提供、意識の向上を図る。そのため、以下の対策を実施する。

- 小学校、中学校、高等学校及び初期研修（職業訓練）における持続可能な開発に関する教育と意識の強化
- 教育機関（小学校及び中学校レベル）の3つに1つは、学生が近所の小さな領域

で、(生物多様性を) 学習し、保護することができる地域教育プロジェクトを、少なくとも1つ実施する

- 2030年までに10倍以上の若者が参加することを目標に、環境に配慮した市民サービスを強化する。そのため、生物多様性の専門職と関連する初期及び継続的訓練(職業訓練)の行程表を開発する
- 消費者自らが選択するための情報を提供するため、2024年から繊維製品と農産食品に環境ラベルを導入。その後、他の商品やサービスにも順次導入する
- 春の「自然フェスティバル」や9月の「欧州遺産の日」を通じ、生物多様性を巡り市民が団結するシーンを作り出す組織を支援

(4) 軸4 これらの野望を達成するための手段を保証する

ア 生物多様性のデータと課題に関する知識を開発および促進する - 対策36

生物多様性保護の活動を支援、促進するには、自然の保護、回復、管理に効果的な行動をするための十分な知識があることが前提となる。そのため、以下の対策を実施する。

- 第4次未来投資プログラム(P I A 4)又はフランス2030(フランスのエコロジック転換に係る投資計画)の優先研究プログラム及び設備(P E P R)を通じ、研究及び知識開発プロジェクトを引き続き支援
- 生物多様性の状態の監視及び公開情報へのアクセスに係る負荷に対応するため情報システムを強化

イ フランス国内外で生物多様性を支持する官民資金を動員する-対策3738及び39

生物多様性の保護と回復には、公的投資と民間投資の両方が必要。そのため、以下の対策を実施する。

- 公的資金に関して、グリーン予算(来年度予算のうち環境へ影響を与える予算を分類、定量化した文書)を一般化
- 2024年以降、生物多様性に有害な公共支出の廃止又は改革に取り組み、支出の種類に優先順位を付け、生物多様性に有害な補助金を段階的に廃止
- 2024年以降、国家生物多様性戦略2023の目標を達成するため、国家予算を2億64000万ユーロ増加
- 2億64000万ユーロの追加支出により、地域保護(+1億1400万ユーロ)、生態系(+8000万ユーロ)及び種の保護(+1800万ユーロ)、森林の生物多様性(+1500万ユーロ)、海洋環境(+600万ユーロ)、土壌復興への支援(+600万ユーロ)を強化

- 生物多様性を支持するための民間資金を動員するため、生物多様性宝くじ「ミッションネイチャー」を2023年から発売
- 生物多様性を支援するフランス開発庁の資金を、2025年までに（2019年と比較して）2倍にし、年間10億ユーロにする
- 昆明・モンリオール生物多様性枠組で定められた国際融資目標を達成するため、外交努力を行う

ウ 戦略の運営と説明責任を果たすため省庁間ガバナンスを確立する - 対策 40

関係する全ての省庁及び国の関係機関が実施する活動への完全な動員と報告を保証するため、国家生物多様性戦略の管理は、正確な手段及び結果を測定する指標に基づいて行われる。各取り組みは、指標の報告を担当する部門、作業者によって管理される。そのため、以下の対策を実施する。

- 各組織の活動に係る報告は、フランス生物多様性局によって編集され、エコロジー計画事務総局（首相府に設置されている、各省庁間の生物多様性計画について調整を行うための組織）に定期的に報告され、必要な是正措置を開始できるようにする
- 国家生物多様性委員会（CNB）は、この戦略を毎年監視し、その進捗状況と効果を調査する責任を負う
- 指標によるきめ細かな管理を実現するため、CNBが有する専門知識に基づいて、一連の主要指標を定義する